

#1

協定届の提出は、**電子申請の利用**をご検討ください。

● 電子申請 による 手続 ●

e-Gov（イーガブ）のHPから電子申請を利用できます。

e-Gov

検索

e-Gov利用者サポートデスク

- 電話番号 050-3786-2225（通話料金のご利用の電話回線により異なります。）
- 受付時間 4・6・7月 平日 9:00～19:00 ・ 土日祝日 9:00～17:00
5・8～3月 平日 9:00～17:00（土日祝日、年末年始を休止）
- Webお問い合わせ <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact>

e-Gov



お願い

2

【紙媒体提出の場合】

【届出用】と【控用】の別を表示してください。

労基署提出用に **届出用** と朱書き表示

事業場控用に **控用** と朱書き表示

事業場控用が2部以上の場合には、番号を付記

控用1

控用2 ……

届出用 第12条の4第6項関係

1年単位の変形労働時間制に関する協定書

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)		常時使用する労働者数
		(電話)		人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間	協定の有効期間
人		別紙	時間分	
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間分 (時間分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間分 (時間分)	対象期間中の既労働日数
				日
労働時間が48時間を超える週の最長連続労働日数	週	対象期間中の最も長い連続労働日数		日間
対象期間中の労働時間が48時間を超える回数	週	特定期間中の最も長い連続労働日数		日間
協定の対象期間	時間分	対象期間中の最も長い日の労働時間数	時間分	
協定の成立年月日	年 月 日	対象期間中の既労働日数	日間	
		協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名氏名		

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名氏名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法()

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。□(チェックボックスにチェック)

上記労働組合として

控用 第12条の4第6項関係

1年単位の変形労働時間制に関する協定書

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)		常時使用する労働者数
		(電話)		人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間	協定の有効期間
人		別紙	時間分	
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間分 (時間分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間分 (時間分)	対象期間中の既労働日数
				日
労働時間が48時間を超える週の最長連続労働日数	週	対象期間中の最も長い連続労働日数		日間
対象期間中の労働時間が48時間を超える回数	週	特定期間中の最も長い連続労働日数		日間
協定の対象期間	時間分	対象期間中の最も長い日の労働時間数	時間分	
協定の成立年月日	年 月 日	対象期間中の既労働日数	日間	
		協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名氏名		

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名氏名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法()

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。□(チェックボックスにチェック)

上記労働組合として

労働基準監督署長 宛

届出用
1 労働基準法第95条第5項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に適用労働時間制を適用する場合には、「届出用労働時間制」と「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の欄に朱書き表示すること。
2 「対象期間及び特定期間」の欄において、対象期間については当該労働時間制に適用される期間を記入し、その起算日を併記表示すること。
3 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
4 「協定」とは、労働基準法第12条第1項第2号に規定する協定を指すものとする。
5 届出については、労働者の過半数を組織する労働組合がある等その労働組合と、労働者の過半数を組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法第101条第1項の規定により、労働基準法第41条第5号に規定する労働者及び管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定をする者を選出することから明らかであること。
6 労働者が労働組合に加入する権利及びその行使の自由並びに、協定の締結に同意しない労働者は、協定の締結に同意しない労働者であること及び労働者が労働組合に加入する権利及びその行使の自由並びに、協定の締結に同意しない労働者は、協定の締結に同意しない労働者であること。また、これらに関する事項は、労働時間制を運用するにあたっては、必ずしも適用されるべきではない。協定の締結に同意しない労働者が協定を締結することに同意すること。
7 本形式をもって提出する労働時間制に関する協定の当事者である労働者の過半数であることが、協定に明記されることとなる労働時間制をより適用すること。

お願い

#3

【紙媒体提出の場合】

【提出用】と【控用】ごとに、編綴の上、提出してください。

編綴



提出用				
1 事業体の発注事務帳簿控に関する届出書				
事業体の種類	事業体の名称	事業体の所在地(郵便番号)	事務帳簿の管理形態	
			事務帳簿の管理形態 (提出先)	届出書の提出先
法人	代表取締役	代表取締役の住所 (郵便番号)	代表取締役の住所 (郵便番号)	代表取締役の住所 (郵便番号)
個人	個人事業主	個人事業主の住所 (郵便番号)	個人事業主の住所 (郵便番号)	個人事業主の住所 (郵便番号)
その他	その他	その他	その他	その他

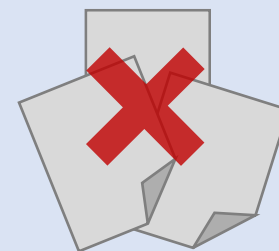
【届出用】

編綴



控用				
1 事業体の発注事務帳簿控に関する届出書				
事業体の種類	事業体の名称	事業体の所在地(郵便番号)	事務帳簿の管理形態	
			事務帳簿の管理形態 (提出先)	届出書の提出先
法人	代表取締役	代表取締役の住所 (郵便番号)	代表取締役の住所 (郵便番号)	代表取締役の住所 (郵便番号)
個人	個人事業主	個人事業主の住所 (郵便番号)	個人事業主の住所 (郵便番号)	個人事業主の住所 (郵便番号)
その他	その他	その他	その他	その他

【控用】



お願い

#4

【社会保険労務士による**提出代行等**で、紙媒体提出の場合】

明瞭に社会保険労務士の氏名・電話番号を表記してください。

【提出代行】の4票の項目は

1 年単位の労働時間制に関する協定書

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)	常時使用する労働者数
		(電話番号)	人
選出労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間	対象期間中の各日及び各週の労働時間及び所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間
(満18歳未満の者)	氏名	氏名	氏名
労働時間が最も長い日の労働時間 (満18歳未満の者)	時間分(時間分)	労働時間が最も長い週の労働時間 (満18歳未満の者)	時間分(時間分) 氏労働日数
労働時間が48時間を超える週の最長連続日数	週	対象期間中の最も長い連続労働日数	日数
対象期間中の労働時間が48時間を超える回数	週	特定期間中の最も長い連続労働日数	日数
協定の成立年月日	年 月 日	協定の労働時間が最も長い週の労働時間	時間分
		協定の対象期間中の労働日数	日
協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名		氏名	
協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法			
上記協定の当事者である労働組合が事業等の全ての労働者の過半数を組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業等の全ての労働者の過半数を代表する者であること(口チェックボックスにチェック)			
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監理又は管理の職にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出するに当たって労働者の過半数の同意による選挙により選出された者であつて投票者の意に基づき選出されたものであること(口チェックボックスにチェック)			
年 月 日		氏名	
氏名		氏名	
労働基準監督署長 氏			

記載の順序

- 労働基準法の第24条第2号の規定に基づき満18歳未満の者に労働時間制を適用する場合には、「労働時間制」、「労働時間が最も長い日の労働時間」及び「労働時間が最も長い週の労働時間」を記載すること。
- 「労働時間制の特定期間」が概ね1年、特定期間については当該労働時間制における特定期間の開始の日を記載すること。
- 「労働時間制の特定期間」については、原則として記載すること。
- 「協定」とは、労働基準法第41条第2号に規定するものであること。
- 協定については、労働者の過半数を代表する労働組合がある場合は労働組合、労働者の過半数を組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者(協定等をする者)を記載すること。労働者の過半数を代表する労働者の過半数を代表する労働者(労働者の過半数を代表する労働者)は、労働基準法の規定に基づき選出された者であること。かつ、同法に規定する協定等をする者を選出するに当たって労働者の過半数の同意による選挙により選出された者であつて、投票者の意に基づき選出されたものであること。これらの要件を満たさない場合は、原則として記載を省略すること。また、これらの要件を満たしていても、当該労働時間制が口チェックボックスにチェックされている場合は、協定の成立の日を記載すること。
- 協定等をする者については、協定の当事者である労働者の過半数を代表する者、協定等をする者により選出された者であることを記載すること。



【例】提出代行の場合

社会保険労務士 記載欄	●年●月●日作成	氏名	電話番号
	提出代行者の表示	社会保険労務士 ●●●●	0123-45-6789

【例】事務代理の場合

社会保険労務士 記載欄	●年●月●日作成	氏名	電話番号
	事務代理者の表示	社会保険労務士 ●●●●	0123-45-6789

社会保険労務士 記載欄	●年●月●日作成	氏名	電話番号
不明瞭表示	不明瞭表示	●●●● 印	0123-45-6789

#5

【郵送による届出の場合】

事業場名・届出文書名・部数を記載した**送付状**を同封してください。

【例】

送付状

●年●月●日

●●労働基準監督署 御中

株式会社●●●●●
総務部（担当●●●）
電話 0123-45-6789

下記書類を送付します。

記

「株式会社●●●●● ●●支店」分
1 1年変形協定届（提出分） 1部
2 1年変形協定届（控分） 1部

【例】 社会保険労務士による**提出代行等**の場合

送付状

●年●月●日

●●労働基準監督署 御中

●●●●社会保険労務士事務所
社会保険労務士 ●●●●●
電話 0123-45-6789

下記書類を送付します。

記

「株式会社●●●●● ●●支店」分
1 1年変形協定届（提出分） 1部
2 1年変形協定届（控分） 1部

#6

【郵送による届出の場合】

送付封筒に、「**1年変形協定届 在中**」と朱書きにより表記してください。

【表】



お願い

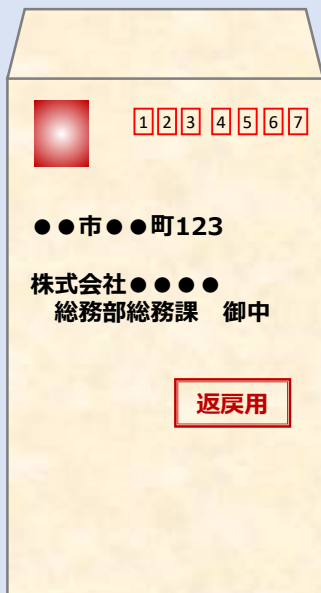
#7

【郵送による届出の場合】

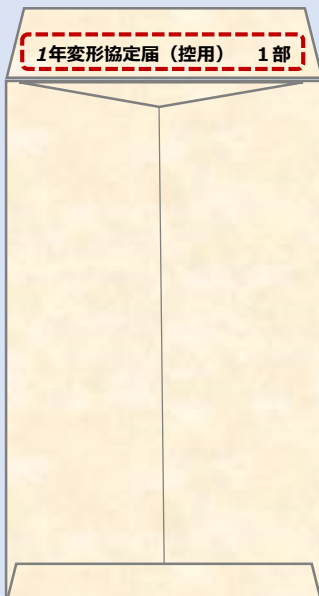
返戻用封筒のフラップ（糊付けする部分）に

①返戻する書類名・②返送部数・③事業場名（※）を表記してください。

【表】

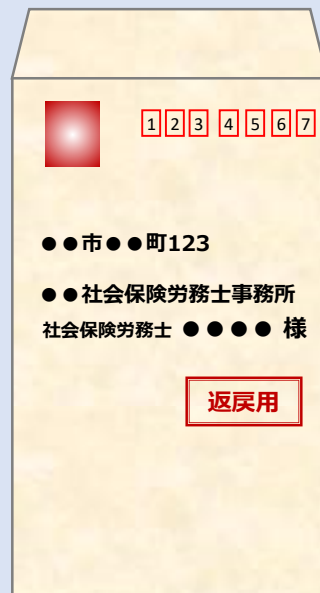


【裏】

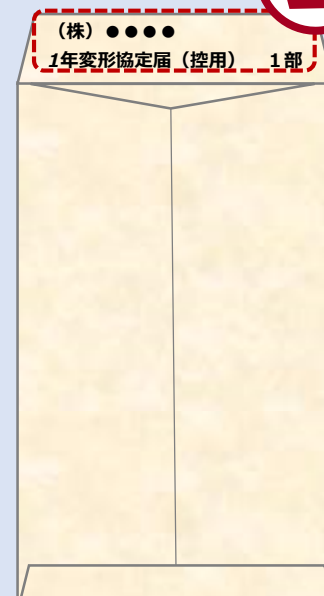


【例】 社会保険労務士による提出代行等の場合（※）

【表】



【裏】



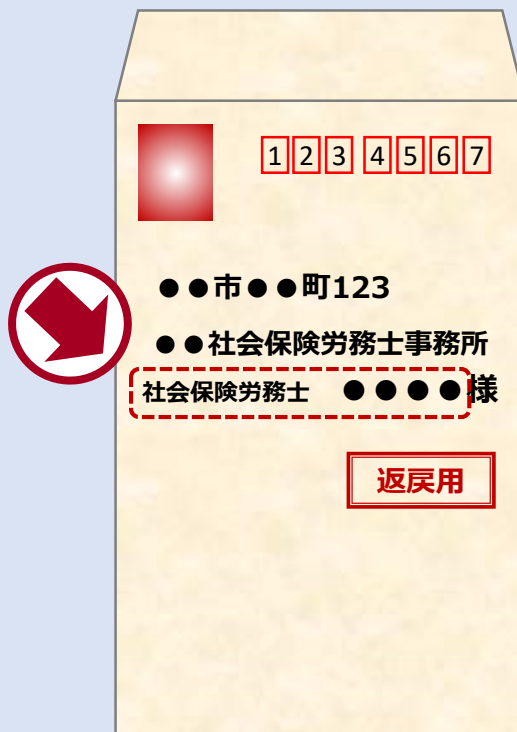
8

【社会保険労務士による**提出代行等**で、**郵送**による届出の場合】

返戻用封筒の宛名は

事務所名に加えて、**社会保険労務士の氏名を表記**してください。

【表】



#9

【郵送による届出の場合】

返戻用封筒には、返戻郵送分の切手を貼付してください。

【表】

